新年度(4月入所)申請用・ダウンロード用

令和9年度　きらきらキッズの申請案内

申請手続き

○入所説明会：令和8年12月 19 日(土)　午前10時～（申請書締切も同日です）

○場所：きらきらキッズ第1

☆説明会当日はお子さんも一緒にご参加ください。

※12月19日(土)の時点で書類に不備があった場合は受付できません

※受付期間後に申請した方については、受付期間内に申請した方の審査終了後、
定員に空きがある場合に限り選考を行います(定員に空きがない場合は待機となります)

※長期休業日のみの利用希望は受け付けておりません

申請に必要な書類　　※封筒表面に新学年・児童名・保護者名をご記入ください

① 学童保育利用申請書（児童一人につき一枚提出）

② 勤務証明書（父・母）

※ひとり親減免を利用する場合は入所決定後に「児童扶養手当証書」「ひとり親家庭等医療費受給者証」「戸籍謄本」のいずれか 1 点の提出が必須です

※離婚協議中などにより配偶者からの勤務証明書取得が困難な場合は、事情を記載した理由書/申立書(任意書式)の提出または申請書の「家族構成」に「別居中(離婚協議中)」の記載をお願いします

入所の対象となる児童

北川辺東小学校に就学している児童でその保護者が下記の理由により保育できない児童

① 家庭外労働のため：日曜日を除く週3日以上、かつ下校時間～午後7時の間に2時間以上勤務していること
ただし、対象児童が 1・2 年生の場合は下校時間～午後7時の勤務が
1時間以上でも先行の対象となります

② 家庭内労働のため：常時、日常の家事以外の仕事をしていること(危険を伴う、対人業務である等、保育が出来ない状態にあることの説明が必要です)

③ 疾病、ケガ、心身に障がいを有しており治療中であること

④ 母親が産前休暇・出産した月の翌月から 1 年間は産後・育児休業中であること

⑤ 看護・介護のため：長期にわたり常時介護が必要な家族を介護していること

⑥ その他（常時保育が出来ない理由の説明が必要です）

※申請後、上記の③～⑥理由が生じた場合は、必ずご連絡ください。

※指導員の配置ができない場合、入所できないこともございます。ご了承ください。

選考方法

原則として、低学年を優先して選考を行います。その他、保護者の就労状況や世帯状況などを客観的基準に基づき点数化し、点数の高いほうから選考します。

【利用の承認・不承認について】

1．申請結果の通知は審査を経て、令和9年1月末の発送を予定しております。

2．特別な配慮が必要な児童については、指導員の加配が必要となる場合がありますので、お申し出ください。また、指導員の配置ができない場合には、入所できないこともございます。

※ご不明な点は**きらきらキッズ第 1　0280-62-5501　または　第2　0280-33-3880　入所関係担当：増田・鳥海へ**ご連絡ください。返答にお時間がかかる場合もありますので余裕をもってお問合せください。

※本申請に記載した情報等については、入所審査及び児童クラブの運営に必要な範囲で使用します。